

# 植竹小学校インターネット利用ガイドライン

さいたま市立植竹小学校 情報教育部

## 1 目的

このガイドラインは、さいたま市立植竹小学校のインターネット利用における個人情報の保護と配慮事項について定めるものである。インターネット利用の際には、市教委による運用規定・ガイドラインと、本ガイドラインとを十分理解したうえで、効果的に利用するよう努めなければならないものとする。

## 2 個人情報の保護

インターネットを利用する際には、市教委が示す運用規定・ガイドラインを順守し、児童並びに教職員の個人情報を保護しなければならない。

- (1) 個人情報とは、児童・教職員が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、生年月日等）や児童・教職員に関する情報（成績、身体的特徴、健康状態、家庭環境、児童が作成した作品等）を指す。
- (2) インターネット上の電子メール、Web ページ等には、児童・教職員の個人情報は原則として発信してはならない。
- (3) インターネット上に個人情報を公開・発信する場合には、本人および保護者の同意を得なければならない。
- (4) 氏名、写真を公開する必要がある場合には、その目的と公開する内容とを、管理職とよく協議したうえで行わなければならない（住所・電話番号は公開しない）。また、氏名と写真が一致しないよう公開する。
- (5) ホームページ等に写真などの情報を掲載する場合には、先に述べた(1)に抵触していないかよく確認し、(3)(4)を踏まえたうえで掲載をする。加えて、掲載する写真を加工したり、データを小さくしたりしなければならない。
- (6) 本人もしくは保護者から公開・発信内容について削除あるいは訂正を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。
- (7) 電子メールの発信・受信については、指導に当たる教職員が内容について確認する。

## 3 著作権への配慮

- (1) 市教委が示す運用規定・ガイドラインをよく順守し、教職員及び児童への周知・徹底を図る。
- (2) 公開する情報は、著作権に違反しないものに限る。
- (3) 著作物の公開・発信の際には、必ず著作者の許諾をとった上で行う。
- (4) 著作物は知的生産物の所産であり、教職員及び児童は著作権を尊重しなければならない。また、著作物の保護について、教職員は周知徹底するとともに、児童に対しても指導していかななければならない。

## 4 モラルへの配慮

- (1) 市教委が示す運用規定・ガイドラインをよく順守し、教職員及び児童への周知・徹底を図る。
- (2) 営利目的や私的な使用は禁止する。
- (3) 教育上有害な情報は、市教委が行っているフィルタリングソフトによってアクセスできないようになってはいるが、問題が発生した際には、速やかにその原因の解明・対処に努める。
- (4) 他人を誹謗・中傷する内容を発見した場合には速やかに対処する。
- (5) 児童の発達段階や行う学習に応じて、情報モラルについて十分に指導していかななければならない。

## 5 セキュリティーの確保

- (1) 市教委が示す運用規定・ガイドラインをよく順守し、教職員及び児童への周知・徹底を図る。
- (2) 外部者の不正侵入を防ぐため、ユーザーID・パスワードの取り扱いには十分注意しなければならない。
- (3) インターネット等で外部との接続をしているため、ハッカー行為やウイルス等によりデータの流出や破損等の可能性がある。そのため、パスワードを二重に設定したり、バックアップをとったりするなど、最大限の努力を行わなければならない。

## 6 無線LAN

無線LANについて以下の行為を禁止する。

- (1) 無線LANアクセスポイントの校外への持ち出し。
- (2) 教育用コンピューターにおける、市教委が認めていない郊外の無線LANアクセスポイントへの接続。

- (3) 私物等のコンピューター・タブレットなどの校内の無線LANアクセスポイントへの接続。
- (4) 私物等の無線LANカードなどの校内への持ち込み。

## 7 問題発生時の対応

本ガイドラインで対応できないものについては、校長を中心とした会議をもち、速やかに対応する。その際、必要があれば、ガイドラインの見直しを行うものとする。